

I 教育の充実
2 豊かな心の育成

(6) 少年の非行防止と健全育成、インターネット適正利用の推進 <施策10>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 本県における刑法犯少年の検挙補導人員及び再犯者数は減少傾向にありますが、大麻乱用少年が増加する等深刻な状況です。
- 少年非行には、少年の規範意識の低下、コミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育機能の低下等様々な背景があります。
- インターネットは匿名性が高く、情報を容易に複製できる等の特性があり、誹謗中傷や著作権侵害等の問題が起きやすいため、情報モラルを培うとともに、ルールを理解し、守ることが必要です。
- スマートフォン等の普及に伴い、SNS等が介在したいじめの増加や性的犯罪等の被害、長時間利用による生活の乱れ等の問題が起きています。

<施策の方向>

- 子どもの社会規範等に対する理解の深化、非行行為に走らない判断力や実践力等を高める取組を行います。
- スマートフォンやSNSが急速に普及する中で、日常のモラルに加え、情報技術の特性や各種技術サービスの有用性や活用の仕方、トラブルの際の対処法等を理解した上で、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利活用できるようにするために、発達段階に応じた情報モラル教育に取り組みます。
- 情報モラル教育に関する教員研修の充実、学校で活用できる教材等に関する情報提供等を通じて、各学校の情報モラル教育を支援します。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 児童生徒の非行行為の未然防止や健全育成及びインターネット等の適正な利用を推進するために、学校と警察が情報共有や啓発活動を行うとともに、学校と家庭が連携し、スマートフォン等の使用について家庭におけるルールづくりを行うなど、児童生徒の規範意識を育成する取組の充実を図ります。
- ◇ 児童生徒の薬物乱用防止及び飲酒運転の撲滅に向けた規範意識を育成するために、体育科・保健体育科及び特別活動等を関連付け、学校教育全体を通じた指導の充実を図るとともに、家庭・地域・関係機関と連携した取組を推進します。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
保護者と学ぶ児童生徒の 規範意識育成事業の実施	児童生徒の社会規範等に対する理解の深化や非行行為に走らない判断力や実践力、保護者の規範意識や養育に関する責任感を高めるため、「規範意識育成学習会」及び「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」を実施します。
薬物乱用防止教育の充実	教員の薬物乱用防止教育に係る指導力の向上を図るため、指導者研修会を実施するとともに、児童生徒の薬物乱用を防止するため各学校における薬物乱用防止教室の開催及び内容の充実を推進します。
飲酒運転防止教育の充実	飲酒運転防止教育に係る教員の指導力の向上を図るため、指導者研修会を実施します。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
家庭・地域と連携した 規範意識育成	「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」に参加した保護者の割合	小 40.1% 中 11.0% (R5 年度)	小 45% 中 12% (R8 年度)